

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機 設計及び工事計画）【1】

2. 日時：令和3年7月28日 14時00分～15時10分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤企画調査官、義崎管理官補佐、建部主任安全審査官、千明主任安全審査官、服部主任安全審査官、岩崎安全審査官、宇田川安全審査官、照井安全審査官※、大野安全審査専門職、藤田審査チーム員、日南川技術参与、中村原子力規制専門員

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他10名※

東京支社 電源グループ マネージャー 他1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

- ・ 島根原子力発電所第2号機 工事計画認可申請における本文及び添書類の作成要領について
- ・ 島根原子力発電所第2号機 工事計画認可申請における本文及び添書類の作成要領について
- ・ 先行審査プラントの記載との比較表（工事計画認可申請における本文及び添付書類の作成要領について）
- ・ 技術基準規則と工事計画認可申請書の添付書類との紐付き表

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	はい。原子力規制庁のテルイです。それでは中国電力島根 2 号炉の設工認 2 のヒアリングを始めたいと思います。本日は
0:00:15	作成要領グランドルールのもうヒアリングです。それでは説明をお願いします。
0:00:27	中国電力のアラシバです。それと本日時間をいただきましてありがとうございます。
0:00:33	しまえ 2 号機の工認の作成要領について、本日御説明する御説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。
0:00:45	中国電力の伊藤です。
0:00:48	それでは作成よろについて説明いたします。本日の資料としては作成要領の本体資料作成綱領の先行審査プラントの記載との比較表。
0:01:00	技術基準規則と工事計画認可申請書の添付書類とのひもつき表の三つの資料がございます。
0:01:09	作成要領については、先行審査プラントと同じ構成としており、中身についても基本的に先行審査プラントと同じ内容としておりますが、比較表のほう用いて島根 2 号機の作成要領の内容の相違について。
0:01:25	説明させていただければと思います。
0:01:28	比較表をお願いいたします。
0:01:34	比較表。
0:01:36	につきましては、
0:01:38	認可済みの先行審査プラントである東海第 2 と柏崎 7 号機との比較をすることとしておりまして、備考欄にそういう理由を記載する形としております。
0:01:50	比較表の 1 ページには比較表の備考欄に記載しているそういう理由について類型化したものを示しております。
0:02:00	類型化は島根 2 号機の設置変更許可審査の比較表でも採用していたものでございまして、設工認でも引き続き同様の相違理由が続くものがあれば類型化することにより、
0:02:13	そういう理由をわかりやすくお示していただいきたいと考えております。
0:02:18	作成要領のそういう理由につきましては、そういうナンバー
0:02:24	四つありますが①を法令改正による相違②を他号機との共用の相違。
0:02:32	③を対象設備の相違、④資料構成の相違。
0:02:39	として類型化しております。
0:02:42	類型化したそういう理由につきましては、最初に出てきた箇所を説明いたしますが、2 回目以降の説明省略させていただき類型化されていない、そういう理由に着目して説明させていただきたいと考えております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:57	なお、右上に凡例を示しておりますが、
0:03:01	1 ページの右にですね、記載の相違がある箇所については 2 種類実線と波線の下線で識別しております、
0:03:12	実線と点線が設計変化設計方針の相違と実績に相違がある箇所となっております。
0:03:21	その箇所につきましては備考欄にそういう理由を記載しております。
0:03:25	あと 7 店の河川については記載表現や設備名称の総意で実績がそれがない箇所ですので、備考欄にそういう利用記載することはしておりません。
0:03:35	それでは内容の説明に移ります。4 ページをお願いいたします。
0:03:43	まず第 1 章の資料作成にあたっての基本的な考え方ですが、
0:03:48	技術的に技術基準規則に適合させるために必要な詳細設計の内容及び設置許可基準規則への適合性を確認するための
0:04:01	設計方針をもとにした詳細設計の内容を本文に記載した上で、それらの具体的な考え方実現方法。
0:04:09	及びその根拠を添付書類に記載する考え方を定めている所になります。
0:04:15	5 ページをお願いいたします。
0:04:18	7 番。
0:04:21	左側の一番左のところの番号のところ 7 番。
0:04:25	ですが、
0:04:28	今のマニュアルな店の河川がございます。
0:04:32	これは当社の規制ルールではあたってというところは漢字で示すことにしているもので実質的にはそういうないということで、備考欄にそういう理由を記載してないものとなります。以降波線河川の説明は省略いたします。
0:04:47	7 ページをお願いいたします。
0:04:52	14 番には実践河川がございます。これは東海第 2 との相違になりますが、法令改正によって、設計及び工事に係る品質マネジメントシステムが追加となったため、
0:05:05	類型化①の法令改正による相違としております。
0:05:10	以降は類型化①の説明省略いたします。
0:05:14	次に 9 ページから
0:05:18	ですが、第 2 章の要目表の作成要領になります。
0:05:24	共用設備兼用及び変更前後の書き分け等について記載の統一及び一貫性が図れるよう定めている章になります。
0:05:34	9 ページの 2 番 1 号沿いにつきましては、作成要領の中での記載箇所の相違になります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:43	10 ページをお願いいたします。
0:05:47	4 分は類型化②の他号機との共用の相違となります島根 2 号機は柏崎 7 号機のようなツインプラントでもなく、SA設備を他号機と共用するというケースがないため創意となっております。
0:06:03	以降類型化②の説明省略いたします。
0:06:07	11 ページ。
0:06:10	ー7 分、
0:06:12	これにつきましては、12 号機共用設備を今回の手続きにて、2 号機のみ。
0:06:19	影響取り決めを行い、1 号機設備とする場合は要目表でその旨がわかるよう記載し、説明書列記するものでございまして、
0:06:29	放射性廃棄物の廃棄施設廃棄施設などが例として挙げられます。
0:06:35	もう作成の記載は先行審査プラント、
0:06:39	東海第 2 会社月 7 号機とは差異になりますが、変位片や女川と同様のルールとなっております。
0:06:49	13 ページの 16 番、
0:06:52	お願いします。
0:06:54	類型化③の対象設備の相違になります。ここでは、他の設備区分と兼用する設備の例として島根 2 号機では、
0:07:06	低圧原子炉代替注水ポンプを記載しております。
0:07:11	#NAME?
0:07:16	17 ページをお願いいたします。
0:07:23	48 番は、
0:07:25	島根 2 号機のDB県衛生設備ではポンプの容量羊蹄について、DBの使用条件を超えて使用する設備がないことが、
0:07:36	そういう委員となります。
0:07:38	また、
0:07:40	18 ページの 49 番。
0:07:44	につきましては正における使用時の対応を記載する項目の明確化となります。
0:07:53	19 ページの 57 番は、
0:07:56	系統目にライン名を記載する相違になります。
0:08:03	次まして思っ 20 ページの 6162 番。
0:08:10	本案は屋外の可搬型設備の取り付け箇所に記載する高さにも医薬は規制しない。
0:08:18	ということが福島 2 号機が記載しないということが相違になります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:24	22 ページに 75 番お願いします。
0:08:32	それではパーン表再結合効率は代表点の値を記載すること。
0:08:39	また、22 ページ。
0:08:41	のA76 番、居住性評価に補助遮へいを用いて評価するための補助遮へいの保守補助債遮へいを記載していることが、東海第 2 との差異そういうとなります。
0:08:56	また 23 ページの 77 番は、配管名称を細分化する境界を要目表の細管に記載すること。
0:09:07	24 ページの 81 番はエルボ一等勘案を分けて記載するとしていることが、東海第 2 にとってのサイズそういったなります。
0:09:20	26 ページをお願いします。
0:09:25	26 ページ以降の要目表の記載例につきましては、代表ページのみを比較することとしております。比較表の項目欄のところ、別紙を識別しておりますが、
0:09:38	要目表の記載例を別紙 1 に、
0:09:42	メリット、
0:09:43	兼用先一覧を別紙 2 に、
0:09:47	取り付け箇所の記載方針を別紙 3 に、
0:09:51	可搬型種
0:09:53	機器配管、ホースの工数の記載方針を別紙 4、
0:09:59	に示しております。
0:10:01	別紙 3 のところの取り付け箇所の記載方針－28 ページ。
0:10:08	もうところで 96 番ですが、系統名にライン名を記載する相違となっております。
0:10:17	29 ページの 98 番につきましては類型化④の書類構成の相違になります。
0:10:25	島根 2 号機では法令改正によって 4、
0:10:30	4 章。
0:10:32	としまして設計及び工事に関わる品質マネジメントシステムが追加となったため、添付書類では 6 から始まる目録間番号となっておりますイコールいい経験を④の説明は省略いたします。
0:10:48	30 ページをお願いいたします。
0:10:53	99 番。
0:10:55	溢水防護上の配慮が必要な高さの設定に関する創意となり、しまえ 2 号機は機能喪失高さの設定の際に、裕度は見込まず配慮が必要な高さを設定する際に余裕を見込むこととしております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:12	この備考欄では東海第 2 と相違があると見込み、示しておりますが、
0:11:19	課題と同様の考え方でございまして、柏崎 7 号機との相違となります。備考欄の動きですので申し訳ございません。
0:11:29	31 ページ。
0:11:32	103 番、
0:11:34	図示して比較したものがございまして、
0:11:38	ちょっと図が小さいので作成を本体資料のほうで説明したいと思います。作成要領の本体資料の
0:11:48	2-2 の別。
0:11:51	もう 36 ページ。
0:11:54	ですね。
0:11:55	もう一度言いますと、
0:11:59	右の
0:12:03	。
0:12:03	2-3-2-別-3-6 ページ。
0:12:16	写真
0:12:39	そして、
0:12:40	はい。
0:12:41	人の別-36 ページの右上、据えつつ設計という高さ等をご覧ください。しまえ 2 号機では赤色で示しております。
0:12:54	溢水防護ウダガワの配慮が必要な高さ
0:12:57	を設定する際に余裕を見込んでいるため、機能喪失高さが溢水棒を上への配慮のため配慮が必要な高さより高くなった。
0:13:07	しております。
0:13:09	そこが相違となります。
0:13:17	比較表に戻ります。
0:13:21	30 ページをお願いします。
0:13:28	30 ページの 100 番。
0:13:32	は変更前変更後の両方ともに経営上ぶれて第 2 の記載事項を
0:13:39	記載する必要がある場合は、変更後の欄に溢水防護上の価格単語と溢水防護上の配慮が必要な高さの欄を記載することが、東海第 2 との相違になります。
0:13:55	続きまして、生 35 ページから
0:14:00	第 3 章の基本設計方針の作成要領になります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:05	共通項目及び個別項目の基本設計基本法構成及び基本設計方針の具体的な記載方法を定めている所となります。
0:14:16	39 ページをお願いいたします。
0:14:23	34 は同一施設の設備区分で兼用する場合の記載ルール、
0:14:32	で、
0:14:34	40 ページ
0:14:36	もう 36 番は教養及び総合接続に関する記載ルールを明確にしたものでございまして、東海第 2 との相違になります。
0:14:53	47 ページ以降、
0:14:57	ところで、別紙をつけておりますが、
0:15:01	基本設計方針の目次を別紙 1 に、
0:15:06	記載例も別紙 3 に、
0:15:10	記載すべき機器仕様の機器選定フローを別紙 4 に、
0:15:16	主要設備リース及び兼用設備リストの記載例を別紙 5 に
0:15:21	略語手が別紙 6 に示しておりますが特に相違がない。
0:15:26	です。続きまして、50 ページから
0:15:31	第 4 章の適用基準及び適用規格でありますがい。
0:15:39	本文に記載すべき適用基準適用規格の考え方及び記載方法変更前後の書き分けたものを定めている所になります。
0:15:49	51 ページの 6 番。
0:15:53	10 番につきましては適用規格基準に関して年度を記載するルールを明確化したものでございます。
0:16:01	53 ページ。
0:16:05	もう十八番は適用規格期間を明確化したものでございまして、東海第 2 との相違になります。
0:16:19	続きまして、55 ページから第 5 章の添付する添付書類の考え方になります。
0:16:28	今回の申請における添付書類の店舗往診を定めておりまして、別紙 1 に添付書類の添付要否の考え方を示している所になります。
0:16:39	関連する内容として後程技術基準規則等の添付書類の紐付表についても説明いたします。
0:16:47	56 ページをお願いいたします。
0:16:53	9 番は共用設備における添付書類の扱いについて明確にしましたもので、
0:17:01	東海第 2 との相違になります。
0:17:08	続きまして 60 ページから第 6 章の添付書類の作成要領になります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:15	a. 職員の章立ての基本的な構成や、記載内容等留意事項を定めている章になります。
0:17:23	60 ページの 2 番につきましては、
0:17:28	柏崎の号機については説明書や計算書の別紙として、
0:17:34	計算機プログラムの概要をつけておりますが、島根 2 号機につきましては、
0:17:39	計算機プログラムの概要を添付書類の
0:17:44	6-5 シリーズで作成することとしているのはそういうことになります。
0:17:51	63 ページの 29 番も同様となります。
0:18:01	64 ページから
0:18:04	説明し、こういうの説明事項が含まれているものを別紙の 1 から 5 に記載しております。
0:18:13	別紙の 1 は、設定根拠に関する記載事項を示したもので、
0:18:19	74 ページ。
0:18:21	今、
0:18:23	飛んできて、
0:18:31	74 ページの 75 番は、
0:18:35	ディーゼル燃料タンク等の容量でリットルを使用しているため、
0:18:40	作成要領に記載していることが東海第 2 の相違になります。
0:18:47	80 ページをお願いいたします。
0:18:56	94 番につきましては備考欄で
0:19:01	東海第 2 との相違としておりますが、柏崎 7 号機との相違にもなっております。備考欄に会社先の誤記の記載が不足しておりました。申し訳ございません。
0:19:12	内容としましては、主配管の外径の根拠としてDB県SA設備についても標準流速表を省略せずに記載するというもので記載する理由としましては号機では、
0:19:27	当初申請から外形の設定根拠として標準流速表を
0:19:32	設計基準
0:19:34	対象施設として使用する場合等医療変わらない場合でもつけルールとしていたためでございます。
0:19:47	続きまして別紙 2 は、設置許可、許可との整合性別紙 3 は、強度計算書関係。
0:19:59	別紙 4 は、耐震
0:20:02	計算書関係別紙 5 は伐採自然現象溢水
0:20:09	本評価に関する強度耐震の計算書、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:14	に関する記載事項を示したものでございます。
0:20:19	ちょっと、
0:20:21	と思ひまして 89 ページ。
0:20:24	お願いします。別紙 4 の耐震計算書に関して 126 番。
0:20:32	76 条の可搬型設備に関しては 54 条の要求で包絡されるため作成要領には記載しないことが東海第 2 との相違となっております。
0:20:46	89 番の 89 ページの 128 番は、
0:20:52	その他説明が必要とされる耐震計算書を別添として追加できるようにしており、島根 2 号機では地下水位低下設備の耐震性に関する説明書などが該当するものでございます。
0:21:07	続きまして 103 ページから
0:21:13	7 章の添付書類の添付図面の作成要領になります。
0:21:20	添付通年系統図配置図、構造図を添付する対象範囲や兼用設備に関わる添付図面の退出添付対象及び添付書添付図面の記載方法について定めている章になります。
0:21:37	104 ページ。
0:21:39	もう三番につきましては、
0:21:43	撤去廃止設備の有無による相違となっております。
0:21:48	島根 2 号機は蒸気隔離弁漏えい制御系の機能を除去することに伴い、当該配管の廃止がございますので、対象設備に上げているというものでございます。
0:22:01	108 ページ。
0:22:03	の 33 番も同様でございます。
0:22:11	少し戻っていただきまして 106 ページの 17 番。
0:22:16	につきましては、構成表を添付しないルール、
0:22:22	207 ページの 26 番は、
0:22:25	凡例を図中に記載する。
0:22:29	27 番はdB系S _s 対象。
0:22:34	SA対処法識別するルールを明確にしたものでございます。
0:22:40	100 ページ、
0:22:42	ー37 番、38 万
0:22:46	につきましては津浪高さに関わる評価に用いてる設備につきましても、PLで表記するため記載は不要。
0:22:56	としているのが、そういうとなっております。
0:23:02	110 ページをお願いいたします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:06	41 番につきましては、複数の図面をに分けることを可能としたこと。
0:23:12	43 番につきましては配管仕様を一覧表で記載し添付するとしたこと。
0:23:20	44 番は非登録側の図面に兼用する旨の記載はしないことが東海第 2 との相違となっております。
0:23:33	112 ページの 51 番も同様でございます。
0:23:43	続きまして、114 ページからは、第 8 章の共用設備の工認書類の扱いについてでございます。
0:23:54	共用設備に関する工認書類
0:23:58	人目標基本設計方針適用基準規格添付書類への
0:24:04	基本記載方法を定めている承認となります。
0:24:08	115 ページをお願いします。
0:24:13	6 番は、
0:24:15	共用設備の記載ルール、
0:24:18	明確に化したものでございます。
0:24:21	117 番。
0:24:24	110 数が 1117 ページの 9 番。
0:24:28	これにつきましては可搬型設備に
0:24:31	本する共用設備の記載ルールを明確化したものでございまして、東海第 2 との相違となっております。
0:24:46	どう作成炉の本体資料のほうですが、
0:24:51	第 9 章の参考資料として、技術基準規則の新旧比較表。
0:24:57	及び設置許可基準規則等の技術基準規則の比較表を示している升がござい ますが、先行審査プラントとの比較表を
0:25:08	につきましては、第 9 章は省略させていただいております。
0:25:18	最後に
0:25:21	技術基準規則等、
0:25:24	工事計画認可申請書の添付書類とのひもつき表について説明いたします。
0:25:30	本資料は技術基準規則に適用される技術基準規則に規定される各条文の要 求事項と添付書類との関連性を示したものでございまして、各条文の適合性 の説明に必要な添付書類を整理したものでございます。
0:25:50	3 ページ。
0:25:53	右下 3 ページですね。
0:25:56	もう一つ下のところ、
0:25:58	一番下のところに凡例を示しておりますが、青色ハッチングが添付する書類に なりますので黄色ハッチングが添付しない書類となります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:10	先行審査プラントの東海第2ヶ所でき7号機の整理結果に基づきまして、添付書類の関連性を整理するとともに、島根2号機の設備に適合させる形で添付の可否を整理しております。
0:26:28	紐付き卒業の23ページがDB。
0:26:33	45ページがSAの条文に
0:26:37	対する性になります。
0:26:40	作成に関する説明は以上となります。
0:26:48	規制庁テイルです。ありがとうございます。それでは質問がある方をね、ぐらいます。
0:27:07	以上の3、規制庁のですねちょっとすいません聞き残してしまったかもしれないんですけども、別紙2の24ページ。
0:27:16	番号81のReport完納来わけなんですけど、これはKK等は同じ記載レベルということでしょうか。
0:27:29	中部電力ナイトウです。柏崎7号機と同じルールとなります。以上です。承知しましてありがとうございます。
0:27:43	ほか、
0:27:44	ヨシザキさん。
0:27:46	はい、規制庁の関です。今の別紙2の
0:27:51	まず1ページ目の最初の類型化のとこなんですけども。
0:27:57	例えばこれ一番で、法令改正による相違ってというのは、
0:28:02	説明では1個しかなかったように計算ですけども、品証のところ、
0:28:07	それ以外ってあるんですけど、何か悪いかというか、たくさんあるのかなと思ったんですけど、1個しかないんだったら、
0:28:14	入ってしまってもいいんじゃないかと思ったんですけど、
0:28:18	1個しかないんですか。
0:28:20	。
0:28:29	中国電力ナイトウです。
0:28:32	1項ではないんですけど、少しお待ちくださいの該当箇所を示します。
0:28:45	中国電力のイタイガワです。
0:28:48	等①Cの類型化のものですけども、例えばそれと比較表の82ページ。
0:28:57	。
0:28:59	の
0:29:00	104番。
0:29:02	以降、
0:29:05	①片づきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:10	設計及び工事の計画、
0:29:13	というところの名称を
0:29:17	法令改正で変わったので、反映してます。
0:29:22	はい。
0:29:24	以上です。
0:29:25	規制庁に使う対象ページじゃなくて内容的には一つ。
0:29:31	一つの改正内容がしかないということでもよろしいですか。
0:29:51	はい、個人認識の通りで、中国電力のイタイガワです。ご認識の通りです。
0:29:56	以上です。
0:29:59	規制庁に進みカツオそうであれば、何かせつかく1ページに、
0:30:04	すごいスペースがたくさんあるので、何か内容まで書いてもらったら、
0:30:09	混入と法令改正に層位が沢山あるわけじゃなくてその品証関係で、名称が変わって追加されてるんで先ほど途中でもその書類④の書類でもその品証が追加されたから、1ページ、一緒ずれるとかっていう話もあったんで。
0:30:26	そういう内容もここに書いてもらおうと。
0:30:28	すぐわかるなと思って、ここの①から④を非常に探すの苦労してまして、
0:30:36	内容を書いていただければ。
0:30:39	中身がそんなにはいるなと思うんですけれども、いかがでしょうか。
0:30:46	中国電力の内藤です。了解いたしました。1ページの、そういう理由のところにもう少し詳しく、具体的に
0:30:54	記載することいたします。以上です。
0:30:58	成長に関沢のこれは許可のときからも同じようにやっているの、許可のやり方をそのまま踏襲してもらえばいいはずなんで、よろしく願います。それからですね。
0:31:10	Pで言うと何ページだっけ、11ページ。
0:31:14	11ページのところの7番。
0:31:19	それでは共用の取り止めを
0:31:22	行うルールを明確化して、
0:31:25	これは先行の棟に当柏崎の
0:31:29	ではないけども、
0:31:32	女川と伊方と、そこは同じっていうふうな説明あったんですけれども、まずそうそれでよろしかったですか。
0:31:42	中国電力のイタイガワです。その通りです。
0:31:46	以上です。規制庁の関ですがそれであればそういうふうに記載をいただきたいんですけども。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:52	はい。
0:31:54	よろしい中国電力イタイガワです。了解しました。
0:31:58	以上です。
0:32:00	はい、規制庁入試セキュリティそれとですね。
0:32:03	ページが飛んでですね、30 ページ。
0:32:08	30 ページの 99 番。
0:32:12	溢水防護上の配慮が必要な高さのところ、
0:32:16	ここをちょっと確認なんですけども。
0:32:19	ここ妥当に当柏崎とは違って島根は、
0:32:25	溢水の設定の際に誘導見込まず、
0:32:29	配慮が必要な高さを
0:32:31	設定する際に余裕を見込みちょっとよくわからなかったんですけど、具体的にはどういう意味なんでしたっけ、もう 1 回お願いします。
0:32:39	はい、中国電力のイタイガワです。
0:32:42	まず、
0:32:43	当社、島根 2 号機については、伊方 3 号機、当東海第 2 棟を
0:32:51	被水防護高さの設定の考え方は同一ですので女川 2 号機等
0:32:58	柏崎 7 号機が
0:33:01	島根 2 号機と違う、違うというか、
0:33:05	若干差があるという。
0:33:07	認識です。
0:33:09	島根 2 号機についてはですね。
0:33:13	当機能喪失高さ
0:33:15	右の余裕を見込んで、衛星棒駆動の高さを設定してございます。
0:33:23	それに対して柏崎 7 号や女川 2 号については、
0:33:29	どう機能喪失高さ自体に人の裕度を見込んでまして、
0:33:34	結果的に、機能喪失高さ等、
0:33:38	1 防護上配慮する高さか同じ値になっております。結果としては、両者、
0:33:46	一斉の設定のパン方は、
0:33:50	同一でございますので、
0:33:54	そういった考えで設定しております。
0:33:57	以上です。
0:33:59	中部ねこのナイトウです。補足ですが、最初の説明でも申し上げましたが、99 番と 103 番のところの東海第 2 という記載は誤記でございまして、
0:34:12	そういう／柏崎 7 号機ということになります。以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:21	規制庁関です。余裕をどっち側で見込む側の考え方が違うってということでしょうか。まず
0:34:30	はい。これ認識中国電力のイタイガワです。ご認識の通りです。
0:34:35	規制庁の義崎ですすみません先ほど載せまして、そうであればその後旨を書いてもらわないと、ここを読んでも少しわかりづらかったというかわからなかったの、センコーがこういう誘導の考え方なんだけども、島根 2 号機は、
0:34:52	どっち側に入ってるから、こういう記載になってますというふうに少し補足をしていただきたいんですが、よろしいですか。
0:35:03	中国電力のイタイガワです。
0:35:06	了解しました反映させていただきます。以上です。
0:35:11	規制庁の布施です。とりあえず私から以上です。
0:35:18	はい、ここのナカムラさん。
0:35:22	はい。
0:35:23	規制庁のナカムラ性で比較表の 29 ページで 98 番で発言しヨシザキもちょっと出たんですけれども、書類構成の相違って備考に書いてありました。説明のときは、法令改正ということと言われたと思うんですけれども書類構成の相違だと。
0:35:42	法令改正以外にもいろいろあってそれを求めて書類構成の相違って言われてると思っけていてもよろしいですか。
0:35:51	中国電力のイタイガワです。ご認識あ、
0:35:57	その考えで問題ございません。
0:35:59	以上です。
0:36:03	規制庁の中村先生とそれであればできれば書類構成の相違ってというのが何に基づくものかっていうのが日効果、1 ページか、それともそれぞれの各備考のほうに書いておいていただけると大変助かるんですけども、可能でしょうか。
0:36:23	中国電力のイタイガワです。
0:36:25	はい、了解しました。
0:36:28	今日、
0:36:30	教育は思っけてのところで類型化。
0:36:33	の内容を詳しく書くという御指摘ありましたのであわせて、最初のページで示したいと考えてます。以上です。規制庁ナカムラです。ありがとうございます。私からとりあえず以上です。
0:36:48	青い重さ規制庁オオノです。この 91 ページをお願いします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:56	単なるちょっと後期かもしれないんですが 91 ページの番号 132 の一番右の備考欄の一番積載の相違で①の相違とか言っております。これ左側を見る等を法令改正での変更による差異
0:37:15	んなのかなと思ってですねこれ④じゃないかなと思うんですがいかがでしょうか。
0:37:27	中国電力のイタイガワです。
0:37:30	御指摘の通り、④が正解ですので、修正させていただきます。
0:37:37	規制庁のですよろしくお願いします。
0:37:44	規制庁ドレスほか何かありますか。
0:37:48	ウダガワさんかな。
0:37:51	規制庁のウダガワですと比較表の 39 ページでもちょっと聞き逃した可能性がありますけれども、
0:38:02	98 番のところで、
0:38:05	6 ローマ数字の 6ーから
0:38:09	始まって、
0:38:10	PDCAがありますけれども先行とはちょっと先行のところはマスキングなのであれなんですけれども、先行と番号がずれて、
0:38:20	始まっているんですけれども、具体的にはどのような
0:38:25	差異が、
0:38:26	鉄塔ずれたんでしょうか。
0:38:32	はい、中国電力のイタイガワです。法令改正によって、ローマ数字のⅢとして品質保証マネジメントシステムという図書が一つ加わりましたので、
0:38:46	当初、ローマ数字こうだったのが添付資料についてはローマ数字の 6 番になりました。以上です。
0:38:58	規制庁のウダガワですはいわかりますちょっと
0:39:02	日聞き逃した可能性があります算段で
0:39:07	品質保証のところが変わったことで理解いたしました。
0:39:17	中国電力のイタイガワですね、先ほどローマ数字のターンや品質保証マネジメントシステムと伝えたんですけれども、整形は 4 がローマ数字のⅣが品質保証マネジメントシステムですと正対しました。
0:39:34	以上ですはいわかりました。
0:39:38	4 が品質保証ということでわかりました。
0:39:41	それから、ちょっとページ飛びますけれども、105 ページのところで、
0:39:49	111023 のところなんですけれども、KK
0:39:54	KKではこのような

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:58	ちょっとマスキングなんですけれども、
0:40:03	添付書類があるんですけれども、島根でも同様な
0:40:09	例えば一、二共用ですとか、12123 共用の設備
0:40:16	あるはずなんですけれども、そこについて記載が、
0:40:20	ないんようにメールなんですけども、どのような正義感を持って起債されなかった んでしょうか。
0:40:28	御説明ください。
0:40:32	はい、中国電力のイタイガワです。
0:40:36	東京の設備についてなんですけれども、当社島根 2 号機は、
0:40:42	12 号機共用設備というものがあるんですけれども、その中で、
0:40:49	前政令指定兼用するものというものが、
0:40:54	ございません。
0:40:56	なので、ツインプラントである柏崎 7 号機のように、
0:41:03	可搬型設備 SA 設備なんですけれども、こういった書き分け供用の記載が、
0:41:11	ありませんので、こういったルール聾省略しております。
0:41:18	以上です。
0:41:25	規制庁の田川です。ただいま御説明ありがとうございました。精製設備だと記載が、
0:41:35	ないっていうところもう少し詳しく説明いただけますでしょうか。
0:42:25	はい、中国電力のイタイガワです。お待たせしました。
0:42:29	当庫の章はですね、添付図面の
0:42:34	それと作成要領でございまして、
0:42:39	仮に
0:42:41	当 12 号共用設備。
0:42:44	共一 d、
0:42:47	こういった添付書類をつける。
0:42:53	これがない。
0:43:04	ルールを記載してない整備です。
0:43:11	はい。
0:43:13	すみません、規制庁田川ですけども。
0:43:17	すみません、例えばですけども、52 ページの下のところ、
0:43:22	52 ページの 16。
0:43:24	行目のところでも、
0:43:29	共用については、
0:43:32	触れてないんですけれども、この 52 ページの 16 についても、その SA 設備
0:43:40	だから記載がなくてよいという考え方でよろしいでしょうか。ちょっと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:50	ちょっとよくわからなかったんですけども、
0:44:21	規制庁のテリイです。すみません、予告申し訳ないんですけど。
0:44:27	今回島根の2号機、新基準適合のための
0:44:33	設備は2号機の後任として、全部登録されて出てくる。
0:44:40	ということだと思っていて、
0:44:43	そうすると、柏崎のようにろくな捺印でそれぞれ新基準適合をするために、66号機設備をなんだけど、7号機の申請の中で使うから6号機設備六、七共用で出すみたいなことが、
0:45:02	柏崎のときにはあるんだけど、そそいったものがなくて、結局2号機です。ねさっきの比105ページの添付書類で言うと、それを6号機の工認のときに出すのか、7号機の工認に出すのかって言うのを、
0:45:18	整理したのは105ページの例えば添付書類の整理だったということって、今回その島根の場合は2号機短期での申請になるので2号機に必要な書類は全部つくから、この6でつけますのでつけますどっちに基づきますみたいな柏崎みたいな整理が必要ないっていうそういう理解ですよ。
0:45:42	はい、中国電力のイタイガワです。はい、おっしゃる通り今日の通りです。
0:45:48	以上です。
0:45:49	規制庁とりあえず今のウダガワわかりましたはいわかりました2号機は
0:45:56	KK一令和はたまらないという当てはまらないということでわかりました。
0:46:02	私からは以上です。
0:46:10	はい、ほか何かありますか。
0:46:19	らっしゃらないですか。
0:46:22	ナカムラさん。
0:46:28	規制庁中村です。119ページなんですけどオオノ57番なんですけど、し、記載の相違に島根2号機は受けとめがこれは名を記載するって書いてあるんですけど、これはなぜ
0:46:45	つけたのかっていうのがちょっとわからなくて、教えていただけますか。
0:46:52	はい、中国電力イタイガワです。
0:46:55	系統名格好ライン名っていうのはですね、先行Pダムられる。
0:47:01	になった対応等しております。
0:47:04	従って、東海第2女川2号機門を括弧内目がついております。この括弧内名
0:47:12	解明する内容としましては、
0:47:15	属する系統機能独立性を示すに当たり、系統上にある複数ある機器への付番を含めた機器名称を
0:47:25	系統名として記載Cを括弧ライン名のところには、複数ある系統、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:34	トレン
0:47:36	というもののうち、
0:47:38	どのトレン上にあるかを、この括弧内に題名として記載して、
0:47:44	独立性を系統上示すものになっております。
0:47:49	以上です。
0:47:52	規制庁中身が内見合いの記載の理由はわかりますこれはPWR選考等は同じでKKと。
0:48:02	だけ違うので、そういうとして書かれたということによろしいですか。
0:48:07	はいご認識をと中国電力のイタイガワです。ご認識の通りです。以上です。
0:48:15	規制庁の中村です。わかりましたとございます。私からは以上です。
0:48:22	規制庁テルイです他何かありますと、
0:48:29	すみません、今のところちょっとクラリファイしときたいんですけど、それはだから例えば残留熱代替除去系なんかは、残留熱除去系のBから分岐するから系統名として残留熱除去系書かれて題名としてBK書かれるっていうそういうイメージです。
0:48:49	残留熱除去系の場合、
0:48:53	中国で服のイタイガワです。
0:48:55	残留熱除去系を例にとると、まず、残留熱除去ポンプの場合、要目表の場合ですけれども、
0:49:05	ちょっと系統目のところに
0:49:08	残留熱除去ポンプP残量熱やポンプC残留熱除去ポンプで
0:49:16	題名として、
0:49:20	残留熱除去系
0:49:25	というふうなABCの計と高が入ってきます。
0:49:30	以上です。
0:49:35	規制庁のテルイ
0:49:38	これは誰。ごめんなさい。
0:49:42	系統名、
0:49:45	国庫ライン名っていうのは
0:49:47	系統目の代わりに題名が書かれるっていうことです。今の御説明で、
0:49:55	今ちょっと要目のみ時間。
0:49:57	ぱっと思いつかなかったという御説明をさせていただいてるんですけど。
0:50:03	はい、中国電力のイタイガワです。
0:50:08	系統名到来名は併記される形にして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:13	上が 2 系統目の系統名と五つポンプの名称というか、アビックスを加えた形での残量熱除去ポンプ、
0:50:24	その下に括弧をつけて、AのRHR、残量熱除去系
0:50:32	というような形になります。グランドルールの本体資料、
0:50:37	はい。
0:50:39	記載例がございます。
0:50:42	第二種のちょっと触って、
0:50:46	めくりにくいんですけども第 2 章の
0:50:52	別途、別 1。
0:50:55	の
0:50:58	通知するんですが別 1-
0:51:01	4 ですかね、そこはいつかね別 1-
0:51:08	図 1-4-4 ですね要請でCSLCのポンプですと、
0:51:15	系統目のところにホウ酸水注入ポンプ格好としてライン名としてAのホウ酸水注入系、
0:51:22	こういった
0:51:24	記載になります。
0:51:26	はい。意味でつきましてありがとうございます。
0:51:34	はい。
0:51:35	規制庁努力とか、何かご質問ありますか。
0:51:41	ヨシザキさん。
0:51:43	規制庁の井関です。ちょっと先ほどの確認なんですけども、30 ページの
0:51:50	先ほど確認して溢水防護高さこういう先行と福祉、何だ。
0:51:59	考え方というか、融度をどっち側に見込むとかっていうそういった差異があるのは、同じようなものってのはほかにはないんですかね。
0:52:10	ここだけ特殊というか、
0:52:13	こういった考え方が違うのは、この溢水防護のところだけですか。
0:52:24	中国電力の内藤です。作成要領上で見えてくるのはここだけになります。
0:52:33	ちょっと詳細の設計の中で、どこまで誘導を
0:52:37	の差異があるかというところまではちょっと今回答できませんが作成要領の中ではここだけになります。以上です。
0:52:46	はい。
0:52:46	ただ、経常日赤作成要領で見えるところこうやけってということで了解しました先ほどの方で／確認したところのSBR使わないというところは以上テルイのほうから説明あったんですけど、そこがわかるような説明が記載も

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:04	一番初めのページの
0:53:07	そういうところにもわかるように追加しておいてください。私から以上です。
0:53:23	ちょっと利息もやっぱりないとですね、
0:53:26	すみません浅部SA設備の
0:53:30	ものを類型化同格というのは、区分をもう少しちょっと補足いただけますでしょうか。
0:53:39	規制庁に整理する2号機は共用するものが内というかFLはないので、単独ですから、対象がそこから添付の図面がないですよってというのは、最初の離間ところにも、
0:53:56	書いていただけると、後ろ見ても同じ
0:54:02	同じ言葉で書いてないから説明が足りないなと思ってまして、それがわかるような規制にして欲しいという意味ですけども。
0:54:10	はい。
0:54:11	中国電力ナイトウです。ご回答ありがとうございます。了解いたしました3いたします。
0:54:17	以上です。
0:54:21	規制庁ドレスほか何かありますか。
0:54:31	いらっしゃらないの。
0:54:34	議長をどうぞ。
0:54:37	規制庁の関です別府市さん、
0:54:42	紐付き表のほうの
0:54:45	説明書のほうで、
0:54:48	島根で独自でその説明書をつけるだとか、説明書を省くっていうものは、
0:54:56	あるんでしょうか。ちょっとこれだとわからないんですけども、
0:54:59	もし説明書を特別にしまいつけるものとか、
0:55:03	省くものがあれば説明してください。
0:55:18	はい、中国電力のイタイガワです。
0:55:22	当期末企業の方なんですけれども、
0:55:26	SAは特に特別なものはございません。DBのほうで一部、
0:55:32	DB改造するところはございまして、
0:55:35	例えば39条の
0:55:38	この33092ページの
0:55:42	中央に条文がございしますが、
0:55:46	39条廃棄物処理設備等というところ。
0:55:53	サイトバンクの床ドレン

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:56	の配管の改造に伴いまして、
0:56:00	先行電力は、
0:56:03	もう1回第2のほうでけへ同じような配管の改造があったんですけども、
0:56:13	ことで、
0:56:14	放射線廃棄物
0:56:17	納付廃棄施設に関わる機器の配置を明示した図面及び系統図、
0:56:27	強度に関する説明でしょう。
0:56:31	ただ、
0:56:34	特別というか、はい。
0:56:38	添付することになっております。
0:56:41	そのほかは特別なものは府内認識でございます。
0:56:48	以上です。
0:56:49	はい。
0:56:50	はい、規制庁遺跡進め39条DB側の廃棄物処理設備等の放射性廃棄物の 廃棄施設に関わる
0:57:00	機器の配置を示した図面と系統図と、それと共同御説明ですね、ここで以外は 若い改造とかそういったところの対象はないないから、追加とかないということ で融資ですかね。
0:57:16	。
0:57:17	中国電力のイタイガワです。今日きょう通りです。
0:57:22	規制庁ヨンザキです。了解しました。以上です。
0:57:28	軽重テルイですとかありますか。
0:57:34	チギラさん。はい。
0:57:39	規制庁チギラです。別紙2の比較表の89ページで、
0:57:45	先ほどご説明の中で、その他説明が必要と判断された事項のところでは ね、これは例えば近づいていくか設備などですという説明だったと思うんです けど。
0:57:59	島根では
0:58:01	当突っ込ん地下水低下設備が
0:58:06	添付じゃなくて別添とすると、特に第2のときは添付資料でやっていたんです けど、それと違う考え方でハー別添として、そういう構成でやられるということ でよろしいでしょうか。
0:58:27	はい、中国電力のイタイガワです。
0:58:31	変更。
0:58:32	おっしゃる通り、地下水設備の耐震計算書については別添

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:39	のほうで整理させていただいてます。
0:58:42	以上です。
0:58:44	はい、規制庁の寺田です。この表を見る限りだと、こちら時の別添で整理しているというふうにとれたんですけど、その辺りは、
0:58:55	こちらと同じ形。
0:58:58	どう理解してよろしいでしょうか。
0:59:20	はい、中国電力のイタイガワでつつ柏崎7号機の整理については、調べてご報告させていただきます。
0:59:32	はい、わかりました。はい。こちらでもちょっと確認ときます。それで結論としては別添で整理をしてそれで対象の主要な建屋ですね、何とかついてどうか、設備関係するようなものがそこで、
0:59:48	ところでまとめていいと。
0:59:51	説明をされるというふうに
0:59:54	認識しておけばよろしいでしょうか。
0:59:59	中国電力のイタイガワです。ご認識の通りです。はい、規制庁とりあえずわかりました。私からは以上です。
1:00:11	はい。
1:00:14	オオノさん。
1:00:16	規制庁Sえっと同じ比較表の20ページのA-A六十一万五、六十162ですか。
1:00:25	備考欄に約KK7号機等は異なり役を記載しないと、会計に実はこの理由を御説明ください。
1:00:41	中国電力のイタイガワです。
1:00:44	CIGMAねえ。
1:00:47	については補正書を作成当初より保管可搬型設備の保管場所及び取りつけ箇所について和訳をつけないルールとして都庁作成しましたので、
1:01:01	ルールの方も約取外しております。以上です。
1:01:07	規制庁のです。設置許可のときからの整理を使っているということで承知しました。そのことがわかるように備考欄に追記するなり、ちょっと説明を追加していただけますでしょうか。
1:01:24	中国電力のイタイガワです。了解しました。
1:01:30	規制庁のSよろしく願います。
1:01:40	規制庁トイレその他何かありますか。
1:01:46	いろいろ知らないですか。
1:01:51	ちょっとすいません。私から。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:53	日目標オオノを
1:01:57	11 ページの 7 番。
1:02:02	この共用の取り止めなんですけど。
1:02:07	これ別紙 1。
1:02:09	市側で例示ってありますか。
1:02:16	中国電力のイタイガワです。
1:02:19	沸騰グランドルール本体資料、キングファイルのほうの
1:02:27	当第 2 章、
1:02:31	次の 2-別 1-2 番。
1:02:37	予備の記載例のところなんですけども。
1:02:42	ご覧いただけますでしょうか。
1:02:47	2-別 1-2。
1:02:50	はい、2 別 1-2 回、
1:02:55	1 号設備のうち、12 号機共用であり本工事で 1 号機設備とする設備を記載しております。
1:03:04	抜粋ですので他にも設備はあるんですけども。
1:03:07	この液体廃棄物処理系。
1:03:10	そして、家設備については、1 号 2 号としての供用取り止め定置号機設備と
1:03:18	それっていう宣言を要目表の中でしております。
1:03:24	例題は以上です。
1:03:27	規制庁のテルイです。
1:03:30	イメージはわかります。だからこれよ。
1:03:33	例えば、
1:03:35	はいき
1:03:37	廃棄施設の要目の該当する項目のところに、
1:03:45	羅列されるっていうことなんですわ。
1:03:49	中国電力のイタイガワです。ご認識の通りです。
1:03:54	サンプルのように列挙される形です。
1:03:59	以上です。
1:04:01	ボーン鴻巣これってすみません、規制庁のテルイですけど。
1:04:08	これはどこかの要は今までの既工認っていうのもその供用取り上げる場合っていうのはこういうやり方をしてるっていうことなんですか。
1:04:26	中国電力のタハラでございます。ちょっと括弧A社の場合、共用取り止めたという、ちょっと令和ないので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:34	当社の指定持ち合わせではありませんけれども、この記載の仕方、伊方 3 号、
1:04:42	などをちょっと踏襲して同じような今記載をしているというところでございます。以上です。
1:04:50	規制庁の鳥居です。
1:04:52	わかりました。ちょっと言い方の方も確認をさせていただきます。
1:05:00	と。
1:05:03	それからですねこれ少しグランドルールとは違うんですけど、今回の工認設工認の対象範囲で例えばすでに工事計画を受けていてまだ使用前検査が終わってないような工事完了してないようなものを
1:05:22	今回工認で取り込む。
1:05:25	だりする。
1:05:27	ものっていうのはありますか。
1:05:30	或いはそれをまた別に人を出すっていうことが今回工認作り込むものかということも確認なんですけれども、
1:05:40	うん。
1:05:42	はい、中国電力のイタイガワです。
1:05:46	回答としましては、
1:05:51	もう
1:05:52	例といたしまして、
1:05:55	原子炉補機海水系のポンプの聴若干落ちてるんですけども、そちらの説明のほうの使用前検査未実施ですので、そういった設備について、や目標上げた上で、
1:06:11	決算目印の中継を振って 4 月、
1:06:16	4 にしております。
1:06:21	規制庁の定類ですが、これもちょっとそのあたりはですね、
1:06:29	具体的に ° ° の時計画、要は使用前検査未実施のものを、の工事計画どのどのキー工事計画を、今回工認で取り込むのかつてのは、
1:06:46	一度整理をして全体整理をしてまたお示ししていただければと思います。
1:06:56	中国電力のイタイガワです。
1:06:59	同率等のようなもので整理するということによかったでしょうか。
1:07:05	規制庁のテルイですリストの形で物をお示ししやすい形で構わないんですけども、いずれにせよその工事。
1:07:15	それは認可を受けてるんだけど、使用前検査未実施で、
1:07:19	で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:23	今回工認で取り込むもの。
1:07:27	或いはその取り込まないで別途やろうとするものみたいなものが一覧でわかるような形で示していただければ結構です。
1:07:36	中国電力のイタイガワです。了解しましたリストを作成して全部いたします。以上です。
1:07:47	ちょっとリリースよろしくをお願いします。
1:07:50	一応私から以上ですけど他何かありますと、
1:07:59	養老つつCですね。
1:08:09	一応念のため確認をしておきますけれども当然、
1:08:14	今後ヒアリングをしていくと多分グラドルールにはまらないようなものが出てきたりするのは過去等にも柏崎でも例として当たったのですね、そういう場合は適宜またグラドルールのほうに戻って整理をして、
1:08:31	また全体の整合性を図っていくってことでよろしいですよ。
1:08:39	中国電力ナイトウです。その認識で合ってます。
1:08:44	待機してちょっとエビデンス了解了解です。
1:08:48	はい、他系列の。
1:08:53	大丈夫そうですか。
1:08:55	はい。それでは他ないようですので、本日のヒアリングはこれで終了したいと思います。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。